

ソフトウェア・サポート・サービス契約書

お客様（以下「甲」という）と三映電子工業株式会社（以下「乙」という）とは対象ソフトウェアについて、下記の通り本契約に基づきサポートサービスを甲に提供するものとします。

第1条 目的及び定義

本契約書は裏面に記載のソフトウェア（以下「契約プログラム」という）に関するサポート・サービス条件を規定するものです。

第2条 提供するサービス等

- 機能の更新版とその資料を提供します。甲における更新版への切替えは甲自身が行うものとします。
- 乙は契約プログラムの瑕疵を治癒します。契約プログラムに不具合又は不良箇所があるとき甲は所定の書式のエラーレポートを乙に提出し、乙はその状態の確認を行い、欠陥と判断される場合は欠陥の是正の手続きを行うと共に、その結果、又は進捗状況を2週間以内に甲に通知します。
- 乙は甲からの契約プログラム仕様に関する質問等に対する回答及び契約プログラム使用に関する指導を行います。
- 乙は契約プログラム使用における問題発生時に際し原因を調査すると共に、解決方法の助言を行います。
- 乙は原則として土曜日、日曜日、祝祭日および乙の休日を除く月曜から金曜日の9時から17時までの乙の営業時間内に、上記のサービス作業を行います。
- 甲が本サービス契約に定めるサポート・サービスの範囲を超えるサポート・サービスを希望する場合には、甲乙の別途の合意によるものとします。

第3条 サポート及び保証の範囲

- 乙による契約プログラムに関するサポート・サービスは、それが欠陥の是正に必ず成功することを保証するものではありません。
- 甲より報告されたエラーレポートに基づく契約プログラムの欠陥は正作業は乙のソフトウェア・サポート方針による優先度の選択に任せられるものとし、何時の更新版にその欠陥は正が含まれるかは保証されません。ただし乙は是正の早期実現に最善を尽くすものとします。

第4条 契約期間

- 本サービス契約の有効期間は裏面に記載された期間とします。
- 甲又は乙は、相手方に破産、支払不能、解散、合併、その他不信の行為又は財産状態の悪化が認められる相当の理由がある場合は何らの催促をすることなく、相手方が本契約の条項に違反した場合は30日間の催告期間を設けて、本契約を解約することができるものとします。
- 甲及び乙は、契約期間満了まで又は契約期間満了時に甲が本サービス契約の更新を希望した場合、当該更新につき協議を行うものとします。

第5条 ソフトウェア・サポート・サービス料金

- 当該サービスの料金を1年間の対価として甲乙別途協議の上決定し、甲の注文をもってサービスの開始とします。
- 第1項の乙が受領したサービス料金については、当該サービス予定期間の中途において、甲の責に帰すべき事由により本サービスが失効した場合は甲に返却されないものとし、乙の責に帰すべき事由により本サービスが失効した場合は日割り計算で甲に返却されるものとします。
- 本サービス契約期間が満了し、甲が本サービス契約の更新を希望せず本サービス契約を終了させたにも拘わらず、甲がサポート・サービスの再開を希望する場合、甲はサービス中断期間に対応するサービス料金を乙又は乙の指定する者に支払うことによりサポート・サービスを再開することができるものとします。

第6条 秘密保持

甲及び乙は、本サービス契約遂行上知り得た相手方の技術上及び業務上の一切の秘密（但し、開示する当事者が秘密であることを明示したもの）を本サービス期間中及び契約終了後3年間秘密として保持し、これを第三者に開示してはならないとします。但し、次の情報及び資料についてはこの限りではないものとします。

- 公知・公用のもの
- 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの
- 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
- 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び資料とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの
- 管轄官公庁の要求または法令に基づき開示されるもの

第7条 責任の範囲

本サービス契約に関連して乙が甲に対して負う責任は如何なる場合においても甲が乙に支払う1年間の契約料金を超えないものとします。

第8条 一般条項

- 本サービス契約上に特段の定めがある場合を除き、本サービス契約上に要求される通知・連絡は全て文書によるものとします。
- 本サービス契約に定めなき事項、又は本サービス契約事項の解釈に疑義もしくは紛争が生じたときは、甲乙両者は信義誠実の原則に従い協議の上解決するものとします。尚、協議のととのわない場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は被告の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ないかぎり、本サービス契約により生ずる一切の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

長野県小諸市和田9 7 1 番地

三映電子工業株式会社